

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事例】 A商事株式会社（以下「A社」という。）は、長年、食品製造機械メーカーであるB社及びC社から機械を仕入れ、得意先の食品製造会社であるD社やE社らに販売していた。A社は、市場の縮小傾向により、徐々に経営が苦しくなり、ここ数年は赤字決算を繰り返していたが、平成28年3月末日の資金繰りに窮し、同月25日、取締役会において破産手続開始の申立てを行う旨決議し、支払を停止した。その後、A社は、同年4月1日、破産手続開始の申立てを行い、同月5日、破産手続開始の決定を受け、破産管財人Xが選任された。

〔設問〕 以下の1及び2については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。1. A社は、平成27年12月10日、B社から機械αを代金1000万円で購入し、同日、その引渡しを受けたが、代金の支払期日は平成28年3月末日とされていた。A社は、この機械αの売却先を探していたところ、同月15日、D社との間で、機械αを1500万円で売却する売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結することができた。なお、機械αの引渡し及び代金の支払期日は、D社の買取り資金の調達の都合により、いずれも1か月後の同年4月15日とされ、所有権の移転時期も同日とされていた。A社の破産手続開始時において、本件売買契約に基づくA社及びD社の各債務は、双方とも履行されておらず、機械αはA社の自社倉庫内に保管されていた。破産管財人Xは、選任された直後、B社からは、機械αの代金1000万円を支払うか、それができないとすれば機械αを返還するよう求められ、D社からは、本件売買契約に従い機械αを引き渡すよう求められた。(1) B社は、機械αの代金1000万円を回収したいと考えている。この債権の回収につき、考えられる法的根拠及び権利行使の方法を論じなさい。なお、B社は、本件売買契約の存在を知らないこととする。(2) Xは、機械αの代金1500万円をD社から回収し、破産財団を増殖したいと考えている。Xがこの代金を回収する場合に、破産手続上必要とされる手続及び効果について、その制度趣旨を踏まえて、論じなさい。(3) Xは、(2)の手続を経て、D社から機械αの代金1500万円を回収した。その後、この事実を知ったB社は、破産財団から優先的に機械αの代金相当額である1000万円の弁済を受けたいと考えた。B社は、破産財団から優先的に弁済を受けることができるか。予想されるXからの反論を踏まえて、論じなさい。2. A社は、かねてからC社に運転資金の融通を求めていたところ、C社は、これに応じ、平成27年9月25日、A社に対し、弁済期を平成28年9月末日として、2500万円を貸し付けた（以下、この貸付に係る債権を「本件貸付金債権」という。）。A社は、平成28年1月20日、C社から機械βを代金2000万円で購入し、同日、その引渡しを受けたが、代金の支払期日は同年3月末日とされていた。そこで、A社は、C社の要請に応え、この売買契約の締結と同時に、C社との間で、C社のA社に対する売買代金債権2000万円を担保するため、機械βにつき譲渡担保権を設定する内容の譲渡担保契約（以下「本件譲渡担保契約」という。）を締結した。本件譲渡担保契約には、A社が支払を停止したときは当然に期限の利益を喪失し、C社は譲渡担保権の実

行として、自ら機械βを売却し、清算をすとの約定があった。A社の支払停止時、機械βはA社の自社倉庫内に保管されていたが、A社の支払停止を知ったC社は、本件譲渡担保契約に基づき、直ちにA社の同意を得て機械βを引き揚げた（なお、この引揚げは適法なものとする。）。A社の破産手続開始後、得意先であったE社は、C社が機械βを引き揚げたとの情報を得、C社に対し、是非購入したいと申し入れた。そこで、C社は、E社に機械βを売却することとしたが、一旦商品として出荷された機械の価値は中古市場においては半減することが通常であるため、その売却価格は、A社の通常販売価格である3000万円の半額程度とされてもやむを得ないと考えていた。ところが、交渉の結果、E社への売却価格は、通常販売価格の8割に相当する2400万円となり、これによって、C社は、A社に対する売買代金債権2000万円を全額回収できた上、期待していなかった剰余金400万円が生じた。本件譲渡担保契約は、前記の約定のとおりいわゆる処分清算型とされており、C社はこの剰余金400万円をA社に返還する債務を負うこととなった。そこで、C社としては、A社のC社に対する剰余金返還債権400万円と本件貸付金債権2500万円との相殺をしたいと考えている。C社の相殺は認められるか。破産法の条文の構造と予想されるXの反論を踏まえて、論じなさい。

（法務省HPより引用 <http://www.moj.go.jp/content/001182603.pdf>）

【解答例】

1 設問1について

1 小問(1)について

(1) 代金債権回収の法的根拠

B社は、A社に対して、機械αを売却しているところ、B社は当該代金債権について動産売買先取特権を有している（民法311条5号）。そして、当該先取特権は、破産法上、特別の先取特権として別除権の対象とされている（破産法2条9号、同65条1項）。

(2) 権利行使の方法

A社においては、破産管財人Xが選任されているが、破産管財人は、差押債権者類似の地位にあるが、占有承継は認められないので目的物の第三取得者とはみなされない（民法333条参照）。そして、Xは機械αを破産会社倉庫内で占有しているので、B社は、Xを相手方として、当該先取特権の実行として、動産競売の方法（民事執行法190条）によって、これを行使する。

2 小問(2)について

(1) 破産手続上必要とされる手続について

A社は、平成28年3月15日、Dに対し、機械αを代金1500万円で売却しているが、破産手続開始決定時である同年4月5日時点で、当該代金はAに対して支払われておらず、また機械αはDに対して引き渡されていないので、A及びD間の本件売買契約は、双方未履行の双務契約である。そこで、Xは、破産法53条1項に基づき、Dに対して履行の選択をし、売買代金請求をすることが考えられる。

同条の趣旨は、双務契約における両当事者の義務は対価関係にあり、互いに担保視しあっているにもかかわらず、破産管財人が履行の選択をしたときに、管財人は完全な履行を受けられるのに、相手方の権利が破産債権では、その権利の完全な満足は確保されず、公平に反するので、破産管財人の履行又は解除の選択を通じて、対価関係を積極的若しくは消極的に保護することにある。

そして、破産手続は、清算が目的であるため、解除が原則と考えられるところ、例外措置である履行選択の場合には裁判所の許可が必要となる（破産法78条2項9号）。

そこで、Xとしては、裁判所の許可決定を得たうえで、Dに対する売買代金1500万円の支払請求をする。

(2) 破産手続上の効果について

上述のとおり、破産管財人が破産法53条1項に基づいて履行を請求した場合、契約相手方の請求権は破産債権から財団債権に格上げされ（破産法148条1項7号）、財団債権の現在化により履行期も到来する（破産法148条3項、破産法103条3項）。

「条解 破産法 2版」505頁以下、「破産管財実践マニュアル[2版]」172頁以下、「破産実務Q&A200問 全倒ネットマーケティングリストの質疑から」138頁。

「条解 破産法 2版」405頁、406頁、410頁、411頁、630頁以下、1008頁以下、「倒産法演習ノート…倒産法を楽しむ[2版]」220頁以下。

したがって、DがXに対して機械αの引渡しを求めた場合には、引渡日として定められた同年4月15日より前であっても、XはDに対して機械αを引き渡さなければならない。但し、同時履行の抗弁はある。

3 小問(3)について

(1) 結論

Bは、破産財団から優先的に弁済を受けることはできない。

(2) 理由

XはDから機械αの代金1500万円を回収しているので、Bは、機械αの転売代金債権について物上代位権(民法304条1項)を行使することはできない。そこで、Bとしては、Xは機械αの引渡義務を負っていたにも関わらず、これに反して機械αを換価・回収した(破産法85条1項)ため、Bは先取特権の行使ができなくなったことにより1000万円の損失が生じており、他方破産財団は機械αの対価を得ているとして、Bに生じた損失である1000万円について、破産財団に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を行使する(破産法148条1項4号)ことが考えられる。

この点、Xからは、Xは法律上、機械αの引渡義務を負うものではないとの反論がなされることが考えられる。

先取特権は、遡及効を欠き、目的動産が第三取得者に引き渡されたときには、もはやこれには及ばないものであり(民法333条)、先取特権者は第三取得者への譲渡・引渡しを阻止する権利を有していないことからすれば、弱い担保権である。そして、総債権者のために公平かつ迅速に破産手続を進行すべき義務を負う破産管財人は、当該目的動産についても適正に換価すべきである。このような先取特権の性質及び破産管財人の責務に鑑みれば、破産管財人は目的動産の引渡義務を負うものではなく、執行官による目的動産の差押えに至るまでは、換価を行い、売却代金の全額を破産財団に組み入れることができると考えられる。

したがって、Xは法律上、機械αの引渡義務を負うものではなく、機械αを換価・回収したことは破産管財人の善管義務(破産法85条1項)に反するものではないので、不法行為を構成しない、と解する。

よって、Xの反論は妥当であり、Bは、破産財団から優先的に弁済を受けることはできない。

「条解 破産法 2版」505頁以下、662頁以下、「破産実務Q&A200問 全倒ネットメーリングリストの質疑から」138頁、「破産管財の手引〔2版〕」181頁以下。

2 設問2について

1 結論

Cの相殺は認められない。

2 理由

(1) Cの主張

Cからの相殺の主張は、破産債権である本件貸付金債権を自働債権とし、破産財団所属の余剰金返還債権を受働債権とするものである。すなわち、Cは、平成27年9月25日、Aに対し2500万円を貸し付けているので、「破産債権者」であり、本件余剰金返還債権は、Cが譲渡担保権の実行として自ら機械βを売却し、その清算金が発生することを停止条件として生じるものであるところ、Cの主張は、破産法67条2項後段を根拠としている。

(2) Xからの反論

本件では、まず上記自働債権が平成27年9月25日に発生し、次いで受働債権である上記余剰金返還請求権が、破産手続開始決定後、機械βをEに売却したことによって生じており、破産債権者であるCは、破産手続開始決定後に破産財団に対して債務を負担したことになる。ゆえに、Xからは、上記両債権は、破産法71条1項1号に該当するとの反論が考えられる。

「条解 破産法 2版」549頁以下、「倒産法演習ノート…倒産法を楽しむ [2版]」236頁以下。

(3) 私見

Xからの反論は正当である。理由は以下のとおりである。

まず、相殺は、担保的機能を有するところ、危機時期認識前に合理的相殺期待を有しておれば、あたかも債権質が危機時期認識前に取得されていた場合と同様であるから、その期待は破産手続上も保護されなければならない。この理は破産法71条2項2号にも現れているところである。そして、条文を整合的に解するなら、破産法67条2項後段はかかる合理的期待も保護する趣旨であるといえる。したがって、受働債権が停止条件付債権であり、合理的相殺期待が危機時期認識前に成立していた場合には、破産法67条2項後段の適用により、破産法71条1項1号の適用は排除されると解される。そして、合理的な期待が成立していたか否かは、当該受働債権の発生及びその金額を予め具体的に予測できたかといった点を考慮する。

本件譲渡担保契約には、A社が支払を停止した時は当然に期限の利益を喪失し、Cは譲渡担保の実行として、自ら機械βを売却し、清算をするとの約定があり、本件余剰金返還債権は停止条件付債権として発生していたといえる。そして、本件譲渡担保契約が締結されたのは平成27年9月25日であるので、Cは、同時点において、本件余剰金返還債務を受働債権、本件機械βの売買代金債権を自働債権として相殺する期待を有していたともいえる。

しかし、一般に、譲渡担保契約においては、それを実行し換価するまでは、余剰金が発生するかについても、その余剰金の額についても不明確であり、余剰金債権発生の有無及びその額について予め具体的に予測できない。とりわけ、本件では、Cは、機械βの売却価格は3000万円の半額程度とされてもやむを得ないと考えていた。ゆえに、Cは、本件余剰金返還債権の発生及びその額を具体的に予測していなかったといえ、Cにおいて、危機時機前

に相殺の合理的期待が生じていたとはいえない。

よって、本件においては、破産法71条1項1号の適用は排除されず、同項により相殺は禁止される。

以上